

標 題:

現存ばら積み貨物船の損傷時復原性免除
要件の対応について

NKテクニカル インフォメーション

No.: 296

Date: 平成 10 年 12 月 25 日

船主、造船所 各位

NK テクニカルインフォメーション No.234 (平成 9 年 11 月 1 日付) でお知らせしましたように、ばら積み貨物船の更なる安全性向上を目的として SOLAS 条約及び IACS UR で定められた構造要件、損傷時復原性要件は既に本会規則に取り入れられ、実施されております。

これらの新しい要件のうち SOLAS 新 XII 章 Reg.9 におきましては、Reg.4.2 に規定される損傷時復原性を満足できない現存ばら積み貨物船に対して、旗国政府の承認の下、以下のような処置を取ることを条件に構造要件及び損傷時復原性要件が免除することができるとしております。

- (1) 年次検査の項目として、中間検査において要求される内部検査、精密検査、板厚計測を最端貨物倉に対して行う。
- (2) すべての貨物倉のビルジウェルに対して、船橋で確認が行える可視可聴の高水位警報装置を設ける。
- (3) 貨物倉へ浸水した場合の本船の取るべき措置を明確にし、文書化する。

さらに、上記(2)で規定されていますビルジウェル高水位警報装置に加えて、すべての貨物倉に、船橋で確認が行え、浸水を早期に検知することができる可視可聴貨物倉浸水警報装置を設置することを IACS として決定しました。この貨物倉浸水警報装置に関する具体的な要件としましては、次に示すものが要求されます。

- (1) 浸水した水と直接接触することにより作動すること。
- (2) SOLAS で要求される高水位液面警報装置に加えて、浸水した水位が内底板から 2.0m に達した時点で作動し、船橋又は常時人のいる場所で可視可聴の警報により浸水した貨物倉を特定できること。
- (3) 貨物倉の後部又はコンベアトンネル内に適切に設置されていて、貨物、荷役装置等から保護されていること。

これら(1)ないし(3)については、上記の新 XII 章 Reg.9 の関連規定とともに鋼船規則への取り入れ作業がほぼ終了しており、損傷時復原性を満足できない現存ばら積み貨物船には、これらの措置を講じることと致しました。(添付改正規則参照)

なお、本規定の実施時期に関しましては、鋼船規則 C 編 31B 章 (現存ばら積み貨物船の追加要件) の実施に合わせる予定ですが、1998 年 7 月 1 日から 12 月 31 日までに既にこの 31B 章の適用を受けた船舶に対しましては、「1999 年 1 月 1 日以降の最初の中間検査又は定期検査のいずれか早い時期」までに実施して頂くことになります。

本件に関し、ご不明な点がございましたら検査技術部(Fax: 03-5226-2029)迄お問い合わせ願います。

以上

添付: 鋼船規則及び同検査要領の一部改正案

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102-8567

このテクニカルインフォメーションは貴社のお役にたてばと思つて情報を提供するものです。必要に応じて貴社のご判断、責任においてご利用下さい。疑問についてはいつでもご相談下さい。

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

C 編 船体構造及び船体艤装

31B 章 現存ばら積貨物船の追加要件

31B.2 損傷時復原性

31B.2.1 残存要件

-2.を次のように改める。

-2. 浸水後の最終平衡状態において **31A.2.1-2.**に規定する要件に適合しない船舶にあっては、本会の適当と認める措置を講じなければならない。なお、当該船舶は、**31B.3** 及び **31B.4** の規定を適用しなくても差し支えない。

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

C 編 船体構造及び船体艤装

C31B 章 現存ばら積貨物船の追加要件

C31B.2 損傷時復原性

C31B.2.1 残存要件

-2.として次を加える。

-2. 規則 C 編 31B.2.1-2.にいう「本会の**適当と認める措置を講じる**」とは次に掲げる要件を満足することをいう。

- (1) 規則 B 編 3 章に規定する年次検査において、最前端貨物倉の検査を規則 B 編 4.2.4, 4.2.5 及び 4.2.6 に従って行う。
- (2) すべての貨物倉又はコンベアトンネルのビルジウェルには、次に示す高水位液面警報装置を設け、可視可聴の警報が船橋において確認できること。なお、バラスト兼用貨物倉にはインターロック装置を設置して差し支えない。
 - (a) 浸水した水と接触することによって作動するように、浸水を直接検知できること。
 - (b) 引火又は爆発の可能性がある貨物を積載する貨物倉に警報装置を設ける場合には**防爆型のもの**とすること。
 - (c) 貨物及び荷役装置による損傷を受けないように、管又はそれに類似する装置により保護されていること。
 - (d) 主電源並びに非常電源又は独立の予備電源で作動すること。
 - (e) 可視可聴の電源喪失警報を設けること。
- (3) 貨物倉へ浸水した場合に本船が取るべき措置及び退船準備に関する手順書を作成すること。
- (4) すべての貨物倉又はコンベアトンネルには、前(2)に規定する高水位警報装置等に加えて、次を満足する貨物倉浸水の早期発見を可能とする貨物倉浸水警報装置を設けること。なお、バラスト兼用貨物倉にはインターロック装置を設置して差し支えない。
 - (a) 浸水した水と接触することによって作動するように、浸水を直接検知できること。
 - (b) いずれの貨物倉でも、内底板から 2.0 m に浸水が達した時点で作動するものであって、船橋又は制御場所において可視可聴の警報によってその浸水が確認でき、かつ、浸水した貨物倉を特定できること。
 - (c) 貨物倉の後部又はコンベアトンネル内に適切に設置すること。また、貨物及び荷役装置による損傷を受けないように、管又はそれに類似する装置に